

資料-2 第49回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第49回河川保全利用委員会(H28.1.6)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第49回委員会での審議結果	第50回河川保全利用 委員会 審議内容	第50回委員会 配布資料
1)第48回委員会活動の整理事項	●「資料-2 第48回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	—	—
2)平成26年度委員会審議対象公園の許可状況について	●「資料-3 平成26年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について」にて、「(仮称)野洲川中洲地区河川公園」及び「野洲川川田河川公園」の許可状況の報告を受けた。 ・野洲川川田河川公園は現在審査中のため許可処分が行われれば次回委員会にて報告される。	—	—	—
3)野洲川立入河川公園、野洲川運動公園、野洲川河川公園に係る審議	●(1)審査表について、第48回委員会での各意見を踏まえて修正を行った「資料-4 審査表」の確認を行った。	—	—	—
	●(2)意見書について、第48回委員会での各意見を踏まえて修正を行った「資料-5 意見書(案)」の審議を行った。 ・環境等の記載部分に「特定外来生物の生育が確認されている」という文言を追加する。 ・上記を受けて、委員会の意見記載部分に特定外来生物の管理について記載するか否かについては、その管理主体が河川管理者なのか占有者なのか明瞭でなければ記載できないため、事務局にて管理主体に係る取扱いを確認し、責任の主体が占有者であれば意見として記載することとする。 ・委員会の考えの記載部分「これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、対応が不十分な点の改善は行われていない。」の「対応が不十分な点の改善は行われていない。」は「十分な改善は行われていない。」に修正する。 ・委員会の意見の記載順序について④⑤⑥を⑤⑥④に入れ替えて、番号も振り直す。 変更後⑥の内容は①～⑤までの検討の期限を3年として検討結果を委員会に報告すること、また検討状況の報告を平成29年度の委員会において中間報告を求めることとする。 変更後⑤の「川とのふれあいとして、野洲川本川の水とのふれあいに限らず」をよりわかりやすくするため文言を事務局で精査する。	—	・事務局にて精査した修正案を委員長、副委員長の確認後に各委員に送付し、意見があれば事務局へ提案し、提案意見を事務局にて精査を行って、委員長、副委員長に確認の上で確定させることとし、内容的には今回の委員会で確定したものとす。	—
3. その他	なし	—	—	—
4. 一般傍聴者からの意見聴取	・自然化について十分な対応が図られていないとの結論に達したと感じているが栗東市としてはグラウンドゴルフ場を芝生広場に改変するなど、一部自然化に寄与できたと考えている。 ・外来生物の管理について、占有者側としては低水護岸や低水路までの管理は難しく、河川管理者との協議が必要と感じている。 ・栗東市の公園内に低水路への階段はあるが、そこから先はヤブのため河川中央へ進んでいくことはほぼ不可能な状況であり、これらが改善されないと本川にふれあうということは難しいと考えている。	—	—	—
5. 委員会の今後のスケジュールについて	●「参考資料-2 今後のスケジュール」にて説明を受けた。	—	—	—

審議対象公園の許可状況について

■平成26年度委員会審議対象公園のうち未報告公園

野洲川川田河川公園（守山市）

- ・ 前回委員会において現在審査中であり、許可処分後に委員会にて報告すると説明させていただいていた案件
- ・ 平成28年4月20日 許可処分（許可書交付時に意見書の説明実施）

■平成27年度委員会審議対象公園

- ① 野洲川立入河川公園（守山市）
- ② 野洲川河川公園（野洲市）
- ③ 野洲川運動公園（栗東市）

①野洲川立入河川公園（守山市）

- 平成28年2月10日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
- 平成28年2月19日 守山市より占用許可申請
- 平成28年10月11日 許可処分（許可書交付時に意見書の説明実施）

②野洲川河川公園（野洲市）

- 平成28年2月10日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
- 平成28年2月16日 野洲市より占用許可申請
- 平成28年6月16日 許可処分（許可書交付時に意見書の説明実施）

③野洲川運動公園（栗東市）

- 平成28年2月10日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
- 平成28年3月24日 栗東市より占用許可申請
- 平成29年1月13日 許可処分（許可書交付時に意見書の説明実施）

平成26年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について

<平成26年7月22日（第42回）～平成27年1月27日（第47回）の審議>

◆平成26年度の委員会審議対象公園

- ① 野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）
- ② （仮称）野洲川中洲地区河川公園（守山市）
- ③ 野洲川川田河川公園（守山市）

1) 【審議対象公園に関する許可の経緯】

①野洲川ふれあい広場

平成26年 8月28日 第43回 河川保全利用委員会（意見書確定）
 平成26年 9月 1日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
 平成26年 9月24日 河川管理者から公園占有者に意見書を参考とした説明
 平成26年10月20日 公園に関する占用許可申請書を提出
 平成27年 2月17日 許可書発行

②（仮称）野洲川中洲地区河川公園

平成26年11月 5日 第45回 河川保全利用委員会（意見書確定）
 平成26年11月20日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
 平成26年11月28日 河川管理者から公園占有者に意見書を参考とした説明
 平成27年 4月15日 公園に関する占用許可申請書を提出

③野洲川川田河川公園

平成27年 1月27日 第47回 河川保全利用委員会（意見書確定）
 平成27年 2月 5日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
 平成27年 2月10日 河川管理者から公園占有者に意見書を参考とした説明

2) 【今回の許可内容】

①野洲川ふれあい広場

今回意見書で「これらの施設はおおむね、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。」とされたことを受け、次回の継続時まで占有者に要望事項を検討してもらうこととし、次のとおりの内容の更新許可を行った。なお、併せて資材倉庫及び仮設トイレを占用に組み入れた。

<主な許可施設：せせらぎ広場、ホテル広場、イベント広場、自由広場、多目的広場、健康広場等>

<占用面積：57,486.02㎡>

<占用許可期間：平成26年10月1日から平成29年9月30日まで>

②（仮称）野洲川中洲地区河川公園

今回意見書で「本公園は、河川敷利用の基本理念である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」および河川敷利用の基本方針に沿った目的（中略）であると認められる。（中略）これらのことから当委員会としては、以下のとおり意見を付すことにより、占用許可については妥当であると判断するものである（以下省略）」とされたことを受け、次のとおりの内容で許可を行う予定。なお、委員会の意見に基づき、平成29年度の委員会において意見に対する実施状況の報告が行われる予定。

<主な申請施設：自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、緩傾斜護岸等>

< 占用面積：約 3. 0 5 ha (予定) >
< 占用許可期間：許可の日から 5 年間 >

③野洲川川田河川公園

今回意見書で「これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は妥当とは判断できないと考える。しかし、地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理がなされていること、また地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行い、今後は下記に付す意見に対する実施が確実に行われることを期待する。」とされたこと

3) 【許可の条件】

①野洲川ふれあい広場

◆河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の意見書で要望された事項に対する取り組み又は検討の内容及び結果について、毎年度末に琵琶湖河川事務所長あてに報告を行うこと。

野洲川における河川管理用通路の整備について

1. 背景

- 経済を発展させるとともに地域活性化に資する政策が推進されている
- 琵琶湖河川事務所においても地域の活性化・健康増進に寄与する河川整備を関係機関と連携し積極的に実施する方針
- これらの一環として河川管理者が整備した河川管理用通路を沿川自治体が自転車歩行者専用通路として利活用(自転車歩行者専用道路や公園園路として占用)
- 滋賀県によるビワイチ(琵琶湖一周)の推進、守山市重点施策「自転車まちづくり」など

2. 河川管理用通路整備

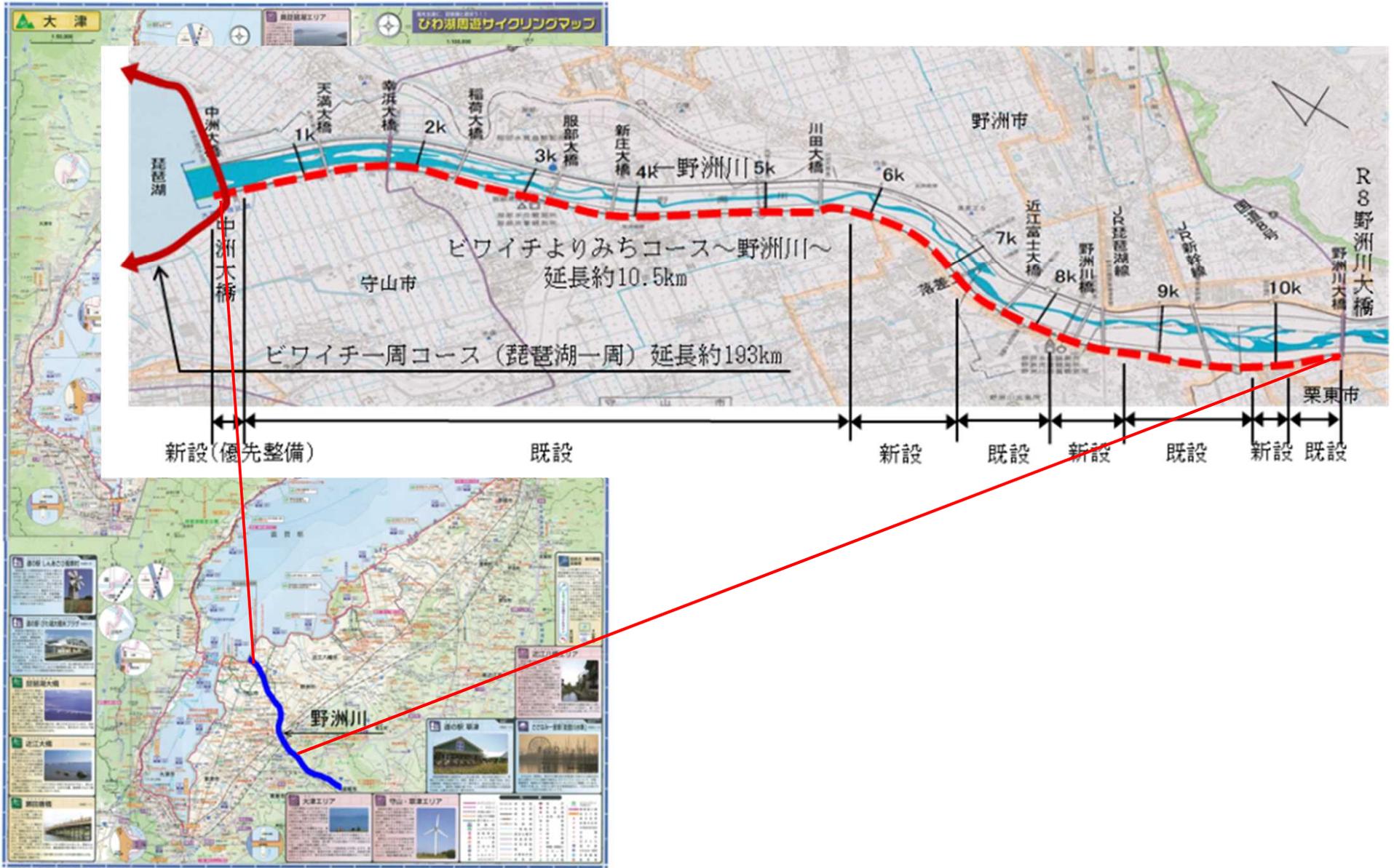
- 直轄管理延長が長く、予算面等の制約もあることから既設管理用通路等を最大限活用し、野洲川河口部から国道8号野洲川大橋までの動線を確認
- 上記ルートを「ビワイチよりみちコース」に設定
- 平成28年度～平成29年度にかけて河川工事実施

3. 河川整備に伴う河川公園等の状況

- 公園等に隣接する高水敷上の河川管理用通路は河川公園等の園路として占用され、河川管理者と占有者間で兼用工作物管理に関する覚書を締結してそれぞれの管理範囲を明確化
- 占用範囲(面積)の増が生じる

○各市により占用されるとはいえ位置付けは河川管理用通路(河川管理施設)であるため河川保全利用委員会への付託は実施しませんが、河川公園等の状況に変化が生じることから河川整備に係る状況をご説明するものです。

野洲川左岸河川管理用通路整備ルート図



びわ湖周遊サイクリングマップ

前回意見書（抜粋）（平成26年9月1日）

野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

整備経緯・利用状況

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場（せせらぎ水路）、ホテル広場（ホテル水路）、イベント広場、自由広場がある。

委員会の判断

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。
 動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと判断され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。
 また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

■ 占用許可の更新に関する要望事項 ■

要望事項

- ① 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ③ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。また、野洲川生態系にふれあえる形態についても今後検討されたい。
- ④ 「ホテル広場」におけるホテルの生育管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

過去の審議経緯

【平成21年度 占用許可期限更新に関する審議】

■ 意見書（平成21年10月23日）の意見と要望事項

○ 意見

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

○ 要望事項

- ① 当該施設が野洲川河川敷に存することにより、「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを、申請者はより深く認識するとともに、施設利用者にもそれらについての理解が深められるような活用方法を検討されたい。
- ② 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ③ 広く流域住民・施設利用者の意見を聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ④ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

審査結果一覧表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)		
					前回審査(H26)の判断	河川管理者による 審査意見	委員会による審査の判断(案)
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考える。	野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考える。	
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	意見書に対する検討が進められているが、引き続き検討が必要である。	意見書に対する検討・改善が行われているが、一部引き続き検討が必要な事項もある。	
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤施設の活用状況を現地調査で確認する。	必要とする理由に対する記述が不十分であり、妥当性を判断できない。	基本理念及び基本方針にほぼ合致した利用がなされており、河川の自然環境への影響も大きくなく、やすらぎの場、レクリエーションの場、地元交流の場としても活用されており妥当であると判断される。	
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。	おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。	
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	①設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もありうる。	河川とのふれあいという点では代替できない。ただし、せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。	河川とのふれあい、河川空間を体感するという点では代替できない。	
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	調査していない。	調査していない。	
		B23 代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		調査していない。	調査していない。	

B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散歩者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね満足しているが、更なる配慮を求めらる。	おおむね満足しているが、駐車場から占用施設への移動動線については配慮が必要である。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施している。	毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施している。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	— (施設設置による安全対策を必要としないため、適用外)	— (施設設置による安全対策を必要としないため、適用外)	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ②特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。 ②施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。 ③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。	地元住民の理解を得るための手続きは行われていない。	設置時には地元住民の理解を得るための手続きは行われていないものの、現在の利用実態を考慮すると野洲川ふれあい広場として利用されていることは地元によく認識されていると考えられる。	
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占用開始からの年数を確認する。 ②施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	設置から20年間(更新は5年間)。占用期間が長くなることによる維持管理上の問題は発生していない。	設置から23年間(更新は3年間)。占用期間が長くなることによる維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	①現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。 ②申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ③利用されていない施設・構造物があるか確認する。	施設内容の変化はない。	水防倉庫及び便所を占用施設として追加している。(H26.9.29 第44回委員会にて報告して了解を得ている) また、占用施設ではないがホタル水路及びせせらぎ水路を河川管理者にてH29に撤去している。
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	①現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするとともに、鮮明な表示に改善する必要がある。	看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするとともに、鮮明な表示に改善する必要がある。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	①自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。 ②利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。	除草作業、清掃作業、監視作業について委託契約により、おおむね適正に行われているが、せせらぎ水路の維持管理の方法については検討すべきである。また、ホタル広場の維持管理の方法についても改善すべきである。	管理要綱や委託契約(除草作業、清掃作業、監視作業)により、適正に行われている。

	C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。 ③施設補修のルールを確認する。	設置当初、施設整備にかかる使用資材について検討されていない。	設置当初には施設整備にかかる使用資材について検討されていない。また、補修が必要となった際には河川管理者からも使用資材についての指導を行うため河川外からの持ち込みは必要最小限に留められていく方向へ進む。	
	C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	①遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。 ②構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。 ③構造物安全点検のルールを確認する。	遊具等の工作物は設置されていない。ベンチなどの小構造物については、毎年点検が実施されている。	遊具等の構造物は設置されていない。ベンチなどの小構造物については、毎年点検が実施されている。	
C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	①現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ②散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。 ③施設別の利用者数の増加・減少を確認する。 ④迷惑行為で利用されていないか確認する。	正確に把握しているとは言い難い。	正確に把握しているとは言い難い。	
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。 ③施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。 ④障害者対応が取られているか確認する。	適正に維持管理されている。	適正に維持管理されている。	
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②ゴミの発生量を確認する。 ③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。	
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	①現地調査で設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。 ③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ④障害者対応の施設であるか確認する。 ⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	身体障害者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでおらず、確保する努力をすべきであり。	身体障害者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでいない。	
	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設か確認する。 ②家族連れ利用の配慮があるか確認する。 ③釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	制限は設けられていない。	制限は設けられていない。	

		C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。	
		C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 ③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 ④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用について改善の余地がある。	河川敷という点ではふれあいは可能である。	
		C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。	活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。	
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域の活性化に寄与したイベントを開催している。	地域に密着した利用形態であり、今後地域活性化に寄与するものである。	
	C4 住民意見の 反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。	
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがあるが、さらに施設利用者の意見を聴取・反映する努力が必要である。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を徴収できる仕組みがあり、利用者からの意見を反映するように努めている。	
D 環境・治水・利水を 考慮した占用施設の 検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農業(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②排水暗渠の設置の状況を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農業の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 ③除草剤の使用をしていないか確認する。 ④害虫駆除の実績があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	

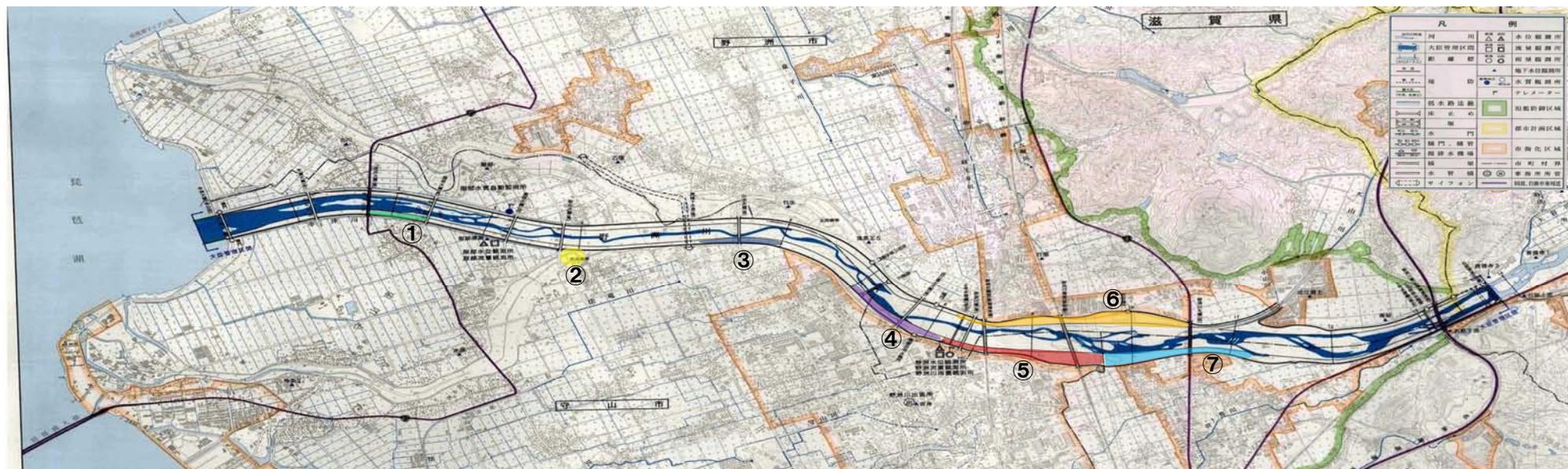
D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	①騒音が発生する施設であるか確認する。 ②利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	①臭気を発生する占用施設であるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	①現状からの変更地形を確認する。 ②利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	
D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②刈り込み時期、頻度を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要であれば河川管理者からも対応を求めている。	
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要であれば河川管理者からも対応を求めている。	
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。	①河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。 ②河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要であれば河川管理者からも対応を求めている。	
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	①撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。 ②利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。 ③施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	
D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	①作業車の重量、走行頻度を確認する。 ②作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		— (施設で無線を使用しないため、適用外)	— (施設で無線を使用しないため、適用外)	

D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	①利用施設が治水上影響がないか確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。
	D22-1	構造物	占有区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	①構造物の設置による支障の程度を確認する。	— (治水上支障となる構造物がないため、適用外)	— (治水上支障となる構造物がないため、適用外)
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	— (洪水時に流出する構造物がないため、適用外)	— (洪水時に流出する構造物がないため、適用外)
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的を実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	— (冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)	— (冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		— (せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設であるため、適用外)	占有施設に利水計画はない。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		— (せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設であるため、適用外)	占有施設に利水計画はない。
D4 景観・文化	D41	景観	占有区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。	影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。
	D42	景観変化の把握	占有に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。
	D43	植栽	占有区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	①河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ②樹木管理の方法を定めているか確認する。 ③在来植栽を生かした利用であるか確認する。	在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。	在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。また、高木植樹については、植え替え時等に在来植生に配慮した植樹を行うこととされている。
	D44	文化財	占有区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	①野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	調査はされていないが、影響はない。	調査はされていないが、影響はない。
	D45	歴史文化	占有区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	①地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ②放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。	共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。

※C16、D13「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
①	野洲川中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	平成27年12月1日 ～平成32年11月30日	平成32年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原～立入町川原	左岸	100,768.77	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成26年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	ゲートボール場 サッカー場 グラウンドゴルフ場	⑥	野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲市三上地先	右岸	139,181.10	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場
③	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成27年10月1日 ～平成30年9月30日	平成30年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出庭字外川原付近	左岸	34,794.36	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	グラウンドゴルフ場、芝生広場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場
④	野洲川ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地先 ～野洲市野洲字坂田地先	左岸	57,486.02	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日	平成29年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									



今後のスケジュールについて(平成29年度～平成30年度)

委員会回数	平成29年度							平成30年度												
	第50回	第51回									第52回		第53回				第54回		第55回	
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
野洲川ふれあい 広場(野洲市・守山市)	諮問 審議	意見書(案)審議 意見書提出																		
野洲川中洲親水公園 (守山市)		検討状況報告																		
野洲川立入河川公園 (守山市)		検討状況報告															諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出	
野洲川河川公園 (野洲市)		検討状況報告															諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出	
野洲川運動公園 (栗東市)		検討状況報告															諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出	
野洲川川田河川公園 (守山市)											諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出							
野洲川改修記念公園 (守山市)																	諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出	

※平成30年度の更新案件が5件と集中していること、一方で平成31年度の更新案件が0件であることから、委員会開催数の平準化を図るため次回委員会にて平成30年度審議案件の調整を提案させていただきたいと考えています。